

第3回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月5日（水） 午前10時30分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公益委員 : 2人 (欠席1人)

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県各種商品小売業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

30円を提示する。

経営側にとって大変な状況であることは認識しているが、円安や物価上昇によって私たちの生活に必要な必需品の値上がりが続いており、家計が大変圧迫されている。また、優秀な人材の確保、流通業の発展、魅力的な業種であることを考えるのであれば、賃金を引き上げることは重要だと考えている。

岡山のリビングウェイジ1,000円と小売の特定最賃893円との差は107円。この差を短期的、中期的に縮めていかなければ、私たちの生活は良くなるのではと思う。

以上のことを踏まえ、地域別最低賃金と同額の引上げが必要であると考えている。

【使用者側の意見要旨】

8円を提示する。

経営環境は原材料費、光熱費の高騰により非常に厳しく、不安要素も

高まっている。また、雇用情勢は、コロナ禍後に人の動きが大きく出てくることで一定程度の引上げもしなければならぬと思っている。

特定最賃は、一気に上げると経営に大きな影響が出てくるため雇用全体に及ぼす影響も懸念され、影響率をしっかりと見据えて協議をしたいと考えている。提示額は影響率表の 16.08%、県最賃の影響率とほぼ同水準であり、大きく影響率が跳ね上がる部分を考慮したものである。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

使側の提示額が想定外で非常に驚いている。他の業種に先行して小売業が協議を進めるのも 1 つの手かもしれないが、1 番金額が低い業種で金額提示もしにくい。

8 円の提示に対しては、労使のイニシアティブの観点からも敬意を表する意味から、歩み寄った金額を次回提示したい。

【使用者側の意見要旨】

先ほどの提示額から 2 円引き上げた 10 円を提示する。

昨年の引上げ額の影響率 16.74%に基づき再提示する。

(2) 公益から、金額差が非常に大きく、これ以上進展が見られないと判断したことを伝え、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・意見要旨提出者名簿（労・使側）及び最低賃金についての意見要旨